

老人給食協力会ふきのとう 規約

第一章 総則

(名称)

第一条 当団体は 老人給食協力会ふきのとう という

(目的)

第二条 地域は一つの家族であることの理念に基き、それぞれの地域に住まう者達がボランティア精神をもって地域を支え合う仕組みをつくり、実践することを目的とし次の事業を行う

- 1) 食事サービス事業
- 2) 地域福祉に関する調査、研究、指導及び相談事業
- 3) その他の地域福祉の推進に必要とされる各種事業

(所在地)

第三条 当団体の所在地を東京都世田谷区上用賀6丁目19番地21号におく

第二章 組織

(構成)

第四条 当団体は以下のように構成される

1. 当団体に会員をおく
2. 当団体に運営委員会をおく
3. 当団体に支部をおく
4. 当団体に本部事業部をおく
5. 本部事業部は、当団体の目的を遂行するために必要となる各種事業を行うものとする
6. 本部事業部は、当団体の運営と発展に努める

第三章 会員

(会員)

第六条

1. この団体に会員をおく
2. この団体の会員は次の3種とする
 - 1) ボランティア会員
 - 2) 利用会員
 - 3) 賛助会員
3. 会員は毎年会員としての登録を行い、年会費を納めることとする
4. 会員が納入した会費その他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しないものとする
5. 会員はこの団体の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする

(準会員)

第七条 趣旨には賛同するが、何らかの理由により会費を払えない団体(個人)を当団体の準会員として位置づけ、求めに応じて適切な支援を行うとともに、当団体が開催する交流会(定例会)等にもオブザーバーとして参加することができる

1. 準会員は、当会の運営に関して議決権をもたない

(運営委員会)

第八条 運営委員は支部長、及びその他会員の中から選ばれ、当団体の運営を協議する

1. 運営委員は全国的な視野に立ち、活動の広報普及、行政をはじめとする他団体との交渉、連絡、調整を行う
2. 運営委員は当団体の運営と発展に努める
3. 次の場合は運営委員会の承認を経なければならない
 - 1) 毎事業年度の予算及び決算
 - 2) 事業計画の設定と報告
 - 3) その他、重要な事項

第四章 支部

- 第九条** 1. この団体の目的に賛同し、理念の一致する活動をおこなう団体は支部となることができる
2. 支部は活動実績に応じた事務局費を本部に納入する
3. 支部は支部長をおき、会計係、監査をおき運営する

第五章 資産及び会計

(予算)

- 第十条** 当団体の予算は、支部会計は支部によって決定し、本部事業部会計は毎会計年度開始前に事務局において編成し、代表にて決定する

(決算)

- 第十一条** 1. 当団体の事業報告書、収支決算書は毎会計年度終了後3ヶ月以内に作成し、監査委員の監査を経てから、運営委員会の承認を得なければならない
2. 会計の決算剰余金が生じた時は、次会計年度に繰り越すものとする。但し、必要な場合には、その全部又は一部を特別会計に編入することができる

(会計年度)

- 第十二条** 当団体の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了とする

第六章 総会

- 第十三条** 前事業年度終了の日から3ヶ月以内に通常総会を招集しなければならない

第十四条

1. 次の場合は総会において議決を経なければならない
1) 会費の変更
2) 規約の変更
3) その他、重要な事項
2. 総会においては、次の事項を承認する
1) 毎事業年度の予算及び決算
2) 事業計画の設定と報告

第七章 その他

(退会)

- 第十五条** 会員が当団体を退会しようとするときは、退会の申し出を本部に提出しなければならない

(除名)

- 第十六条** 当団体の名誉を著しく傷つけ、又は著しく品位を損ねる行為があったときには、運営委員会の議決を経て会員を除名することができる

第十七条

- この規程の施行についての細則は総会において定める

付則

1. この規約を実施するうえで必要な細目は、代表が定める
2. この規約の改正は、運営委員会において定める
3. この規約は、平成13年5月19日から施行する
4. この規約は、平成16年3月8日から施行する
5. この規約は、平成24年11月5日から施行する